

印西市放射線対策情報

No.6

民有地の除染(戸建て住宅などの除染)の受け付けを開始します

今年1月1日に完全施行された「放射線物質汚染対処特措法」に基づき、市では「印西市放射性物質除染実施計画」を4月に策定しました。

【除染の内容】

この計画では、長期的な目標として「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指します」としています。これから民有地における住宅についても、主に国による財政措置の下、市が除染実施主体となり、空間放射線量を測定した上で、その結果に応じて除染を進めていきます。

除染対象となっている人は、次の内容を確認し申し込んでく

▼枝葉のせん定、落ち葉の除去、除去。

▼側溝などの清掃、洗浄、汚泥の除去。

▼壁面の清掃、ふき取り。

▼雨どいなどの清掃、洗浄、汚泥の除去。

▼側溝などの清掃、洗浄、汚泥の除去。

▼雨天の場合は作業を行いませんので、その際は市から申込者へその旨を連絡します。

▼空間放射線量の測定および作業の際には、必ず申込者が立ち会ってください。

●除染実施区域●

Table with 2 columns: 学区 (District) and 学区に含まれる除染対象区域 (街区名※) (Targeted decontamination areas within the district). Lists various districts like 大森小学校区, 木下小学校区, etc.

※複数の学区にまたがる字は「〇〇の一部」と表記。

除染の流れ: 空間放射線量の事前測定を行い、地表から1mの高さでの測定値が、毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合、申込者と除染作業について協議し、合意を整え、後日作業を行います。合意のない場合は除染作業を行いません。

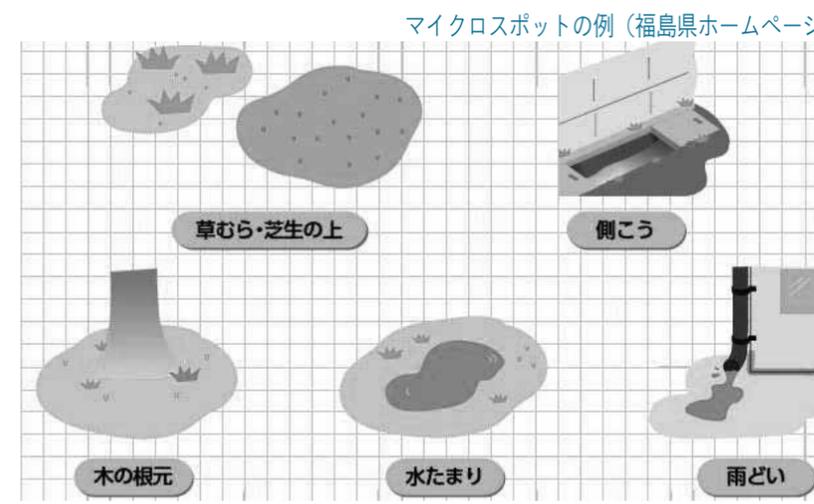
【申し込み方法】 申し込み希望者は「住宅の除染測定申込書兼同意書(環境保全課、各支所・出張所、市ホームページから入手可)」に必要事項を記入し、郵送・FAX・メールで市環境保全課まで。持参の場合は、市環境保全課、各支所総務課・各出張所の窓口へ直接提出してください。

生活空間(住宅など)における除染の手引き

1. 環境中の放射性物質による被ばく線量を下げるときの方法(環境省HPより) 環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減するための方法には、「取り除く」「遮(さえぎ)る」「遠ざける」の3つがあります。



2. 除染作業を行うための自宅の空間放射線量の把握 現在、住宅環境において原因となっている放射性物質は放射性セシウム(Cs-134:半減期約2年、およびCs-137:半減期約30年)です。放射性セシウムの大部分は、地表面(地面、草木の表面、埃、泥、枯葉など)、屋根、樹木に存在し、局所的に周辺と比べ、放射線量が高い場所のことをマイクロスポットといいます。



3. 除染作業について 除染作業は、放射性セシウムを除去し、放射線を低減させるために行うもので、その作業内容は一般家庭で行われている清掃の手法とほぼ同じです。目に見える一般の汚れを清掃することによって、目に見えない放射性セシウムによる汚染も一緒に除去できるものです。 【作業時の注意点】 ①服装は、放射性セシウムが付着してもすぐに落とせるような服装が望ましい。 ②こまめに水分補給を行い熱中症には十分気をつける。 ③高所作業を行う場合には、安全対策(ヘルメットなど)をしっかり講じ注意を払う。 ④子どもを放射能から守るために行う作業なので、子どもや妊婦などには作業をさせないだけでなく、作業場所の周辺に立ち入りさせない。 【作業方法】 ①除染対象の箇所や環境に応じて、作業を行うために必要な用具類を使用する。 ②「発生したごみ等の処理」と「保管方法」 雑草、刈り草、落ち葉、樹木の剪定などで発生したものは、付着している土を取り除き一般廃棄物(家庭系ごみ)として処分します。 【作業後の注意点】 ①手洗い、うがい、シャワーなどで汚れを落とします。 ②衣類などは、速やかに洗濯します。(日常の洗濯で十分です。)再使用できます。 ③使用したマスク、手袋、ぞうきんなどの使い捨てものは、家庭系ごみとして処分します。 ④長靴やその他用具類は、よく洗い汚れを落としてください。 ※詳しくは下記まで。 環境保全課放射線対策室(☎内線366~368)。